

## 生活習慣病管理料への移行について

2024年6月1日からの診療報酬改定に伴い「特定疾患療養管理料」の対象疾患から糖尿病、高血圧症、脂質異常症が「生活習慣病管理料（II）」へ移行となります。

厚生労働省の指針に従い「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のいずれかを主病で通院する患者様には、個人に応じた「療養計画書」を発行しますので、ご署名をお願いいたします。

### ■ 対象となる患者様

- ・「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」いずれかが主病の方

※患者様の状態に応じ、28日以上長期投与、リフィル処方を行なっています

### ■ 生活習慣療養計画書

- ・患者様個人に応じた「療養計画書」をお渡しします

※初回のみご署名（サイン）をいただきます

### ■ 開始時期

2024年6月1日（土）～

### ■ 自己負担額

「生活習慣病管理料（II）」へ移行に伴い、患者様の負担割合に応じて、月々の自己負担額が100円～400円前後かわります。

皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。